

## 蔵王町産後ケア事業

蔵王町では、お母さんが産後も安心して子育てに取り組めるようにサポートを受けることができる「産後ケア事業」を実施しています。



### 【利用できる方】

蔵王町に住所があり、産後1年未満の母子で産後ケアを必要とする方。（医療が必要ない方。）

### 【事業内容】

種類	時間	町助成上限額	サービス内容	利用回数
宿泊型	1泊2日	1日あたり22,500円 (1泊2日45,000円)	産婦の心身のケア 授乳や育児についての 相談支援	1回の出産につき、最大 7回まで (宿泊型は1泊2日で 2回になります)
通所型	6時間	15,000円		
訪問型 (相談型)	2時間	5,500円	児の発育発達チェック 等	

※多胎児や非課税世帯への助成額加算があります。

### 【利用料・利用できる施設】

利用料につきましては、助成額との差額をお支払いいただくようになります。別紙、「産後ケア事業利用可能施設一覧」でご確認ください。

### 【利用の流れ】



#### 1、利用申請

- ・「蔵王町産後ケア事業申請書兼情報提供同意書」により保健福祉課へ申請してください。

#### 2、利用決定

- ・町から「産後ケア事業利用承認通知書」と「産後ケア事業利用券兼実施報告書7枚（多胎10枚）」を郵送します。

#### 3、利用の予約

- ・初回利用の場合のみ、町が施設へ申し込みます。2回目以降は直接利用可能施設へ予約を取ってください。

#### 4、産後ケアの利用

- ・利用の際は、産後ケア事業利用券兼実施報告書が必要です。
- ・利用料は施設に直接お支払いください。
- ・利用予定日前日（平日に限る）の午前10時以降のキャンセルについては、キャンセル料が発生します。

### 【担当】

蔵王町保健福祉課保健指導係  
0224-33-2003

